

令和3年度 第2回公民館運営審議会議事要旨

報告事項	① 令和3年度東西公民館事業経過報告について ② 令和3年度東西公民館利用状況 ③ 令和3年度東地区コミュニティセンター利用状況 ④ 令和3年度東西公民館および東地区コミュニティセンター一部屋別利用状況 ⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応状況 ⑥ 令和3年度東西公民館講座受講者数 ⑦ 2階視聴覚室・展示室の市公民館への移管進捗状況
日時 場所	令和3年10月28日（木）15時～16時20分 東西公民館：会議室1・2
出席委員	8名/9名
教育委員会	教育部長
事務局	館長、外2名
議長	会長

1. 開会（館長）

2. 部長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 報告事項（議事進行：会長）

- ① 令和3年度東西公民館事業経過報告について
- ② 令和3年度東西公民館利用状況
- ③ 令和3年度東地区コミュニティセンター利用状況
- ④ 令和3年度東西公民館および東地区コミュニティセンター一部屋別利用状況
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応状況
- ⑥ 令和3年度東西公民館講座受講者数
- ⑦ 2階視聴覚室・展示室の市公民館への移管進捗状況

(事務局より説明、資料 1～8 頁まで)

※承認

5. その他

6. 閉会 (副会長)

令和3年度(4月1日～9月30日)事業報告について

《 質疑等 》

報告事項

委員

公民館講座ビーズクラフトの講師が県外在住のためコロナの影響で来館が難しく開催されていないが、コロナが収束したら再開するのか。

事務局

□講師が東京在住で静岡県も東京都ともに緊急事態宣言発令解除されたため、10月から再開している。

何回開催出来るか分からないが代替の開催日を設けて出来る限り開催したい。ただ、来年度については、講師から講師を受諾出来ない旨の申し出があったので、その他の講座の開催計画をしている。生涯学習センターの講座は、公募で講師募集をやっているので、公民館講座でも公募する予定である。

また、ちょこっと楽がき絵手紙教室の講師から、今年度で最後にさせて頂きたいという申し出があり、2講座分募集をする予定である。

委員

基本的に裾野市で開催する講座について、裾野の住民である、あるいはこちらに勤めている人の参加条件はあるが、市主催であるから、そのような参加条件があると思う。例えば、公民館講座、図書館講座として、ゆくゆくは講座生が講師料を負担することになった場合、他の市町に住んでいる人が裾野で開催している講座は面白いから参加したい場合、将来的に受け入れするような形になるのか。

事務局

今のところ受講料の値上げをしたとしても、施設使用料は無料で開催しているので、講師料はすべて受講料で賄えたとしても引き続き、施設使用料は市が負担することになるので、その部分を広げることは議論の余地がある。直ちに広げようということは、ここでは回答出来ない。

今後裾野市だけがそうするのではなくて近隣の市町で広域としてやろうという話がまとまれば、平等にやっていけるのではないか。今そのような話はない

ので、検討課題にさせて頂きたい。裾野市は図書館の所管で公民館講座を開催しているが他市町は、生涯学習担当課が担当している。生涯学習担当課であれば、東部社会教育振興協議会で話をすることが出来るかもしれない。

委員

公民館の特別講座で、夏休みに子どもたちが参加出来る講座を開催して頂きありがたい。東地区コミュニティセンターは東小に隣接しているので、例えば、夏休みでなくても、子どもの下校時刻午後3時から4時の間、何とか講座があるよ、歴史探訪講座があるよなど、絵手紙講座、読書会、ビブリオバトルでも良いので出来たら良いと思う。親御さんを誘って参加することも出来る。

事務局

図書館で実施している講座や事業についても外部の方を招いて実施する予算がすべて削られることになると思う。図書館ではそれぞれみんな何かしらのスキルを持っている職員が多いので職員を活かしてお金をかけなくても出来る事業はやりたいと思っている。特に読み聞かせについては得意な職員が多いので、その辺は出来るのではないかな。

来年度以降の事業が具体的になってから、担当から連絡を差し上げることがあるかもしれない。

委員

今までは視聴覚室、展示室は図書館に所属してどのような使い方をされていたのか。

事務局

視聴覚室、展示室は図書館の施設であり、利用料は徴収せず無料で貸出しなければならないという解釈している。3階部分の公民館は社会教育法の施設なので、利用料を徴収し運営している。2階部分図書館の視聴覚室、展示室の使用としては、図書館がイベントを開催する時の会場としたり、その準備に使用している。使用についてもう一度見直しした方が良く準備を進めてきた。建設時に補助金の交付を受けている施設であるため、変更の申請手続きをすれば補助金の返還の必要がなく、公民館に移管が可能であるため、公民館に移管することにした。
